

門司区医師会訪問看護ステーション運営規程

(事業の運営方針及び目的)

第一条 この事業は健康保健法、老人保健法に基づく訪問看護事業および介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下これらを「訪問看護事業」という）であり、地域の方々に健康で明るい生活を送って頂くため、それぞれの世代に応じた健康管理に重点をおき、良質の医療を提供することで、地域福祉に貢献する公益社団法人北九州市門司区医師会事業理念の一環として良質の看護サービスを提供することを目的とする。

(訪問看護ステーションの設置)

第二条 訪問看護事業を行なうステーションの名称及び場所は次のとおりとする。

- (1) 名称 門司区医師会訪問看護ステーション「やすらぎ」
- (2) 場所 北九州市門司区小森江三丁目 12 番 11 号

(運営及び管理)

第三条 この事業の運営及び管理は公益社団法人北九州市門司区医師会理事会が行ない、適切な運営が行なわれるよう、必要な配慮をしなければならない。

(事業の内容)

第四条 当訪問看護事業は、主治医の指示に基づき、保健師、看護師、准看護師及び作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等（以下「看護師等」という）が家庭を訪問し、看護を中心とし、リハビリテーション及び家庭での療養上の指導等を行なう。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第五条 この事業は次の職員で構成する。

- (1) 管理者（看護師） 1名（常勤）
- (2) 副管理看護師（看護師） 1名（常勤）
- (3) 保健師、看護師、准看護師 実情に応じた必要数（常勤・非常勤）
- (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 実情に応じた必要数（常勤・非常勤）

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、訪問看護事業に係る看護サービス及び事務の統括をする。
- (2) 副管理看護師は各担当に係る看護サービス及び事務の統括をする。
- (3) 看護師等は訪問看護サービスを実施し、その結果の記録および報告を行なう。

(営業日及び時間)

第六条 営業日時及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は原則として、月曜日から金曜日とする。
但し 12月29日より翌年1月3日と国民の祝日は除く。
- (2) 営業時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。
但し 365日24時間電話等により対応を行なう。

(通常の事業の実施地域)

第七条 訪問看護事業の通常の実施地域は門司区とする。

(交通費)

第八条 通常のサービスを提供する地域に居住の利用者は無料とする。それ以外の地域に居住する利用者に対しては交通費の実費を請求する場合がある。

(サービスの内容)

第九条 訪問看護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状観察
- (2) 清拭・洗髪
- (3) 体位変換
- (4) 医療器具・処置等の管理
- (5) リハビリテーション
- (6) 食事・排泄の介助
- (7) 家族の介護指導
- (8) その他前各号に属さない必要な療養上の世話又は診療の補助

2 訪問看護事業の実施時間は、法で定める時間及び保険各法で定める時間とする。

(利用料等)

第十条 基本利用料として利用者から支払いを受ける額は、法で定める額及び保険各法で定める額とする。

- 2 その他の利用料に関しては当ステーションで定める利用料とする。
- 3 利用料については、サービスを提供する前に利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行ない、理解を得るものとする。
- 4 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する。

(利用対象者)

第十一条 訪問看護事業の利用者は法で定める者及び保険各法で定める者であって、主治医が訪問看護を必要と認めた者とする。

(緊急時等における対応方法)

第十二条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の状態が急変し、又はその他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、直ちに主治医に連絡し、適切な処置を行ない、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を行なう。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(記録等の整備)

第十三条 訪問看護事業の状況を適正に把握するため、設備、備品、職員、会計や利用者等の訪問看護に関する諸記録を整備する。なお、これらの諸記録完結の日から5年間保存する。

(秘密保持)

第十四条 訪問看護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第十五条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、つぎの措置を講ずる

- (1) ステーションにおける虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に関催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図る事。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくこと

(身体拘束の禁止について)

第一六条

利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。事業者は従業員に対して適正化のための研修を定期的実施するものとします。

(ハラスメント対策について)

第十七条

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約解除する場合があります。

(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

(業務継続計画について)

第十八条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するに非常時の体制で早期の業務を図る計画を策定しています。

また、従業員に対しても、訪問看護が継続できるように研修を定期的実施するものとします。

(衛生管理・感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第十九条

事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとするとともに従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

- ① 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

- ② 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第二十条訪問看護事業従事者は、社会的使命を充分認識する。

- 2 公益社団法人北九州市門司区医師会は職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、公益社団法人北九州市門司区医師会理事会において定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。